

安全安心のために

～福島県における災害対応と危機管理の取組～



平成28年5月31日
福島県危機管理部

はじめに

福島県では、平成23年の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により深刻な被害を受けたことから、復興に向けた様々な取組を進めてきました。

これと平行して、東日本大震災時の教訓を踏まえて、県民の安全・安心を確保するための様々な施策を進めています。

この取組は、市町村、関係機関との連携はもとより、県民の皆さんの自助・共助の取組と、公助の取組が一体となって初めて、その効果を十分に発揮できるものです。

この冊子は、県の危機管理部をはじめとする県の危機管理について理解を深めていただくために作成したものです。

～ 目 次 ～

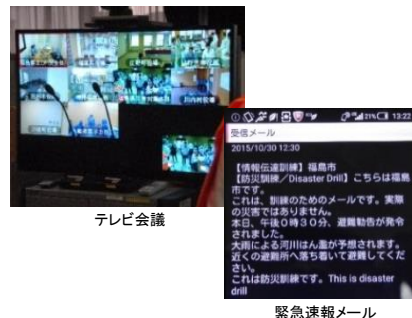
I	東日本大震災後の防災対策	・ ・ ・ 1
1	情報	・ ・ ・ 1
2	物資	・ ・ ・ 1
3	協定	・ ・ ・ 1
4	防災訓練	・ ・ ・ 2
5	体制	・ ・ ・ 3
6	自助・共助	・ ・ ・ 4
7	福島県原子力災害広域避難計画	・ ・ ・ 5
II	福島県の危機管理の取組について	・ ・ ・ 7
	概要編	・ ・ ・ 8
	自然災害	・ ・ ・ 9
	原子力災害	・ ・ ・ 11
	武力攻撃事態等	・ ・ ・ 13
	鳥インフルエンザ	・ ・ ・ 14
	新型インフルエンザ等	・ ・ ・ 15
	蚊媒介感染症	・ ・ ・ 16
	大気汚染・水質事故	・ ・ ・ 17
	食の安全に関わる事故	・ ・ ・ 18

1 情報

災害発生時における迅速な情報収集と情報提供を行うため、市町村との連絡体制を拡充するとともに、県民の皆さんに対する情報伝達手段の多重化を図っています。

(1) 市町村との連絡体制

- ・地上有線、地上無線、衛星の3種類を有する総合情報通信ネットワークを整備。
- ・59市町村に衛星携帯電話を携帯した県職員を派遣する制度を構築。
- ・避難地域13市町村及び消防に衛星携帯電話57台を配備。
- ・避難地域13市町村に原子力災害専用の電話・FAX・TV会議システムを整備。
(※ TV会議システムは、役場が移転している市町村には帰還後に整備予定)



テレビ会議

緊急速報メール

(2) 県民への情報伝達

- ・ツイッター、緊急速報メール、Lアラート(NHKのデータ放送等)の活用。
- ・災害発生時に、ヤフー(株)が県HPの複製サイトを掲載。
- ・ヤフー(株)及びグーグル(株)のHPに県内指定避難所の情報を掲載。

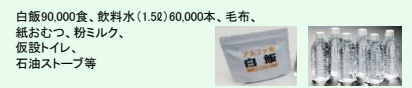
2 物資

大規模災害発生時に、物流が滞り、物資が不足することを想定し、食料、生活必需品等の備蓄を行っています。

また、災害対応に不可欠な緊急車両用の燃料等の備蓄を行っています。

(1) 食料、生活必需品の備蓄

福島空港、県立学校などの県有施設17か所において、県内避難者1万人の3日分の食料、生活必需品等を備蓄。



白飯90,000食、飲料水(1.5ℓ)60,000本、毛布、紙おむつ、粉ミルク、仮設トイレ、石油ストーブ等

(2) 原子力防災資機材の整備

防災業務関係者等(県・市町村・消防職員等)約7千人の初期活動3日分の防護服、保護マスク、線量計等を整備。



保護具セット(防護服、手袋、手袋等)ゴム長靴、保護マスク、除染キット、個人線量計、サーベイメータ、防災車、資機材運搬車等

(3) 緊急車両用の燃料確保

県石油業協同組合と災害時における燃料供給協定を締結し、緊急車両用の燃料等を確保。



ガソリン110kℓ・軽油110kℓを中核給油所44カ所に備蓄

3 協定

大規模災害発生時には、民間事業者・団体等と連携した災害対応が必要となります。このため、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と災害時応援協定を締結しています。

協定の概要(協定件数:222件 H28.5.31現在)

- (1) 自治体相互応援:10件
北海道・東北8道県相互応援 など
- (2) 食料・飲料水・生活物資関係:37件
燃料等の供給(県石油業協同組合)、物資等の調達(スーパー、ホームセンター、コンビニ等) など
- (3) 医療関係:64件
医療救護活動(県医師会、県看護協会等)、医薬品等の備蓄・供給(県医薬品卸組合) など
- (4) 輸送関係:7件
緊急救護輸送(県トラック協会、県バス協会)、物資保管(県倉庫協会) など
- (5) 土木・農林関係:51件
建設機械、資材、労力の確保(県建設業協会)、応急仮設住宅の建設(プレハブ建築協会) など
- (6) 通信・報道関係:21件
放送要請(テレビ局、ラジオ局)、災害時の情報提供(Google、ヤフー) など
- (7) 廃棄物関係:2件
災害廃棄物の処理(産業廃棄物協会) など



知事と日本赤十字社社長による「復興と防災対策に関する共同宣言」

- (8) 被災者支援関係:18件
要配慮者への宿泊施設の提供(県旅館ホテル生活衛生同業組合) など
- (9) その他:12件
災害救助犬の活動(ジャパンケネルクラブ、災害救助犬ネットワーク) など

4 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な災害対応ができるよう、県では、様々な訓練を実施しております。

職員の災害対応力の向上、警察・消防・自衛隊など防災関係機関との連携の強化、県民の皆さんの防災意識の高揚等に、引き続き取り組んでまいります。

（１）県総合防災訓練

地震、津波等の自然災害対応訓練、生物・化学物質災害対応訓練に加えて、災害時応援協定に基づく緊急物資輸送訓練や燃料供給訓練、緊急速報メールを活用したシェイクアウト訓練などを実施。



県総合防災訓練

（２）石油コンビナート総合防災訓練

特定事業所、防災関係機関の連絡体制の確認を行う図上訓練や大規模石油タンク火災消火訓練、流出油拡散防止訓練などの実働訓練を実施。



石油コンビナート総合防災訓練

（３）原子力防災訓練

通信連絡訓練及び広報訓練、県原子力災害広域避難計画に基づく住民避難訓練、緊急時モニタリング訓練、緊急被ばく医療活動訓練、災害対策本部設置運営訓練を実施。



原子力防災訓練（スクリーニング）

（５）災害対策本部事務局指定職員図上訓練

災害対策本部事務局指定職員を対象に、初動対応能力を向上させるための実践的な図上訓練を実施。

（６）避難指示区域等の大規模火災対応訓練

災害時の連絡体制の確認を行う図上訓練や消防本部消防隊、消防防災ヘリによる消火訓練、スクリーニング活動などの実働訓練を実施。



避難行動要支援者避難訓練

（７）火山防災訓練

吾妻山浄土平地区において、避難広報訓練、救助訓練、車両誘導訓練を実施。

（８）その他の訓練

緊急速報メール配信操作訓練、Ｌアラート情報伝達訓練、放射性物質飛散時の情報提供訓練 など



災害対策本部事務局指定職員図上訓練



火山防災訓練



大規模火災対応訓練

5 体制

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、県地域防災計画の見直しを行うほか、危機管理部の設置、危機管理センターの整備など、防災・危機管理体制の充実・強化を図っています。

(1) 県地域防災計画の見直し

○ 一般災害対策編等の見直し

【主な内容】

- ・初動対応の課題を踏まえた見直し
災害対応体制 情報連絡体制
住民避難対策 物資の確保
- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた見直し
避難行動要支援者名簿 火山災害対策
土砂災害対策 等

○ 原子力災害対策編の見直し

【主な内容】

- ・原子力災害対策重点区域の拡大(発電所周辺6町⇒13市町村)
- ・原子力災害時に発電所の状況に応じて、即時避難を実施する区域を設定(原発から概ね5km圏内:略称PAZ)
- ・通報連絡の強化(衛星携帯電話を整備)
- ・モニタリング測定対象区域を拡大(10km圏内→県全域)

(2) 県原子力災害広域避難計画の策定

原子力災害対策重点区域の13市町村約55万人を対象に、避難元市町村ごとに避難先の施設をあらかじめ定めるとともに、避難手段、避難ルートを設定(平成26年4月策定、平成28年3月改定)。



避難マップ

(3) 災害対策本部体制の強化

○ 原子力班の設置

原子力災害に備え、原子力施設・関係機関との情報連絡やモニタリングに対応する原子力班を新設。自然災害発生時にも、災害対策本部事務局に原子力班を即時設置(平成24年11月)。

○ プロジェクトチームの設置

災害固有の突発的な業務に当たるプロジェクトチームの設置について県地域防災計画に規定(平成24年11月)。

○ 各班マニュアルの充実

災害対策本部事務局指定職員用の各班マニュアルの見直しを実施(平成26年3月)。

(4) 危機管理部の設置

東日本大震災及び原子力災害の教訓を踏まえ、迅速かつ的確な初動対応や情報収集機能等の強化を図るため、危機管理部を設置(平成27年4月)。

(5) 危機管理センターの整備

県庁北庁舎内に危機管理センターを整備(平成28年度)。災害発生時において災害対策本部事務局を速やかに設置。平時においては危機管理に関する情報発信、充実した訓練のために活用。



危機管理センターが整備される県庁北庁舎

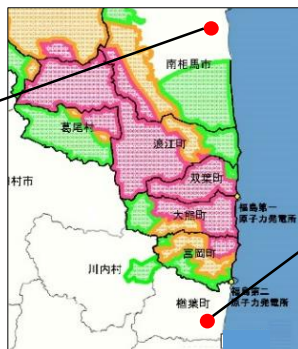
(6) オフサイトセンターの整備

原子力災害時の対策拠点として、非常用発電、放射線防護対策等の設備を備えた緊急事態応急対策拠点(オフサイトセンター)を発電所ごとに整備(平成28年度)。

南相馬原子力災害対策センター



対象施設:東京電力福島第一原子力発電所



【H28年5月末現在】

楢葉原子力災害対策センター



対象施設:東京電力福島第二原子力発電所

6 自助・共助

災害発生時における被害の最小化を図るため、県、市町村等による対応（公助）を基本としつつ、自助・共助の取組を促進し、県全体の防災力を高めてまいります。

（１）自助（自分の身を自分の努力によって守る）

防災に関心を持ち、防災に関する知識を持つことが、減災や地域の防災力向上に不可欠であるため、防災出前講座、防災講演会、防災セミナー等を実施。



火山防災講演会・ワークショップ

（２）共助（地域や近隣の人々が互いに助け合う）

地域における防災活動の担い手となる人材を育成するため、自主防災組織リーダー研修や防災士養成研修を実施。防災士は平成25年度から433名養成。

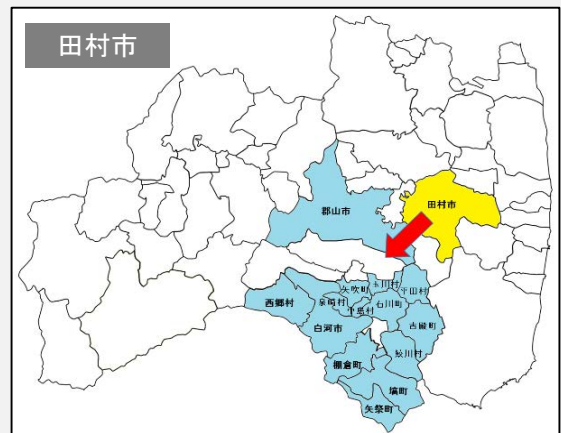
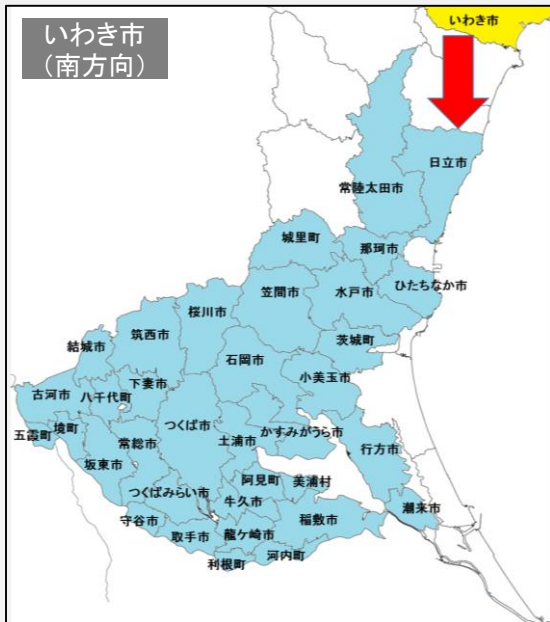


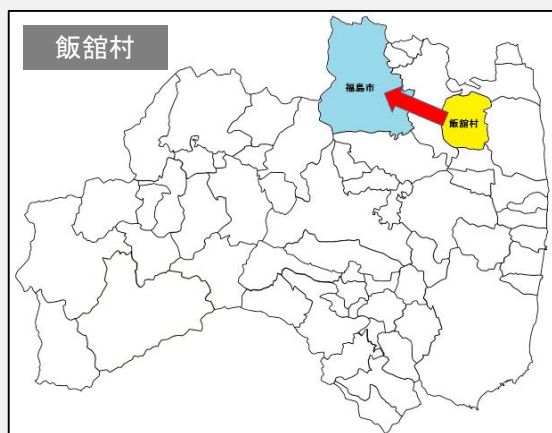
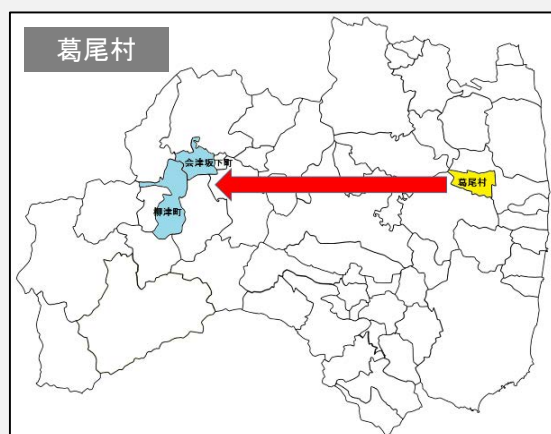
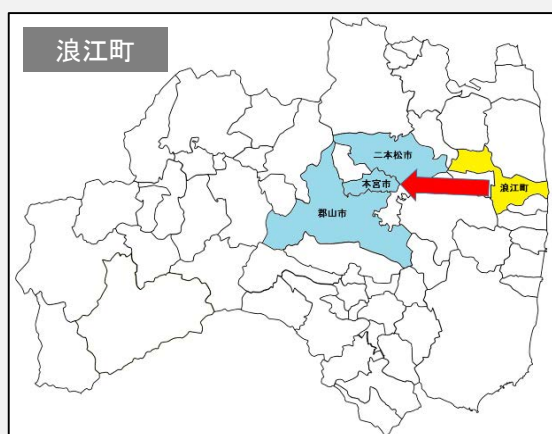
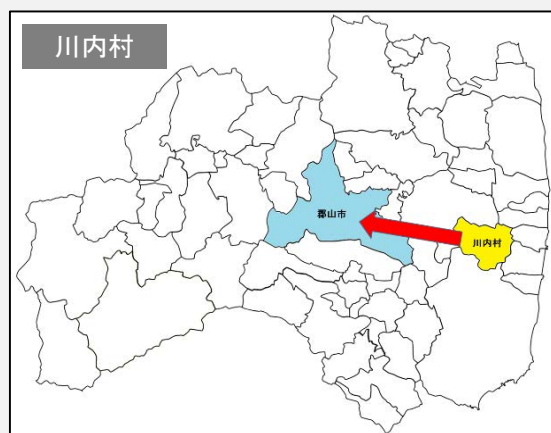
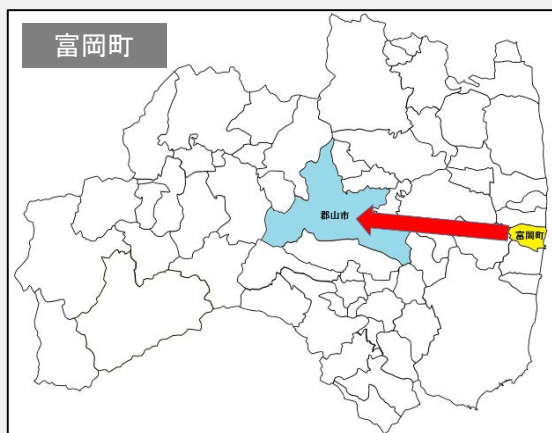
リーダー研修会



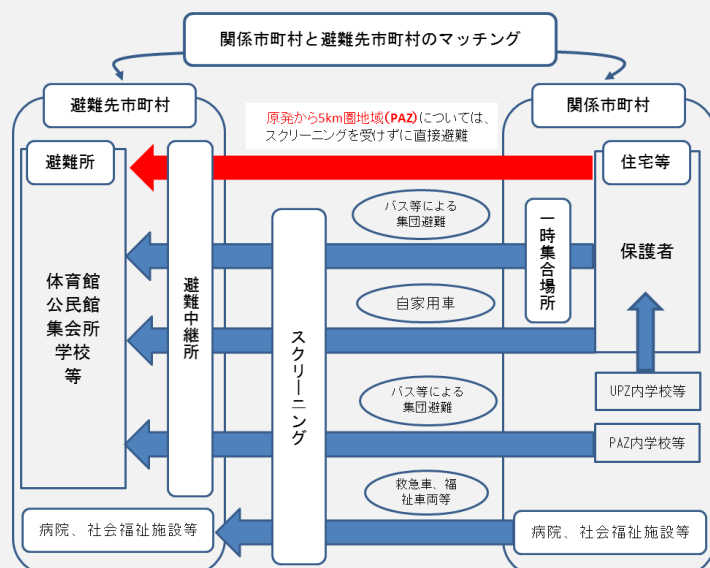
7 福島県原子力災害広域避難計画

- 重点区域13市町村ごとに避難先市町村と避難先施設を定めています。
- 避難ルートを複数設定するとともに、スクリーニング場候補地を選定したほか、避難に必要な情報を得るための避難中継所を必要に応じて設置することとしました。





※重点区域13市町村とは・・・
 県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める区域。
 平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所及び
 福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、
 国の指示に基づく避難及び屋内退避の防護措置が講じら
 れた範囲を考慮して定めています。



Ⅱ 福島県の危機管理の取組について

本県は、東日本大震災及び原子力災害により大きな被害を受けました。

また、大震災以降、県民の皆さんの生活環境や県行政を取り巻く環境は大きく変化し、過去に経験のないような様々な危機事象も発生しています。

県民の皆さんの生命、身体及び財産を守るため、警察、市町村、消防、国等の関係機関と連携しながら、県の組織をあげて危機事象に迅速かつ適切に対応していきます。

ここでは、県の危機管理の取組や役割についてご紹介します。



福島県の危機管理の取組について

自然災害

県の取組・役割

自然災害は、いつどこで起こるかわかりません。県では、気象警報の発令や地震が発生した場合等には、被害の有無に関わらず情報を収集し、対策等を検討し、関係機関と連携して県民の皆さんの避難や救援、被害にあった箇所の応急復旧等の対応を行います。また、災害の発生に備え、防災訓練の実施や県民の方を対象とした防災講演会、セミナーの実施、民間事業者等と物資の調達等に関する協定を締結するなど、普段の備えにも取り組んでいます。

東日本大震災における福島県の被害状況
(平成28年4月20日現在)

- ◆死者: 3,866人
(うち震災関連死: 2,038人)
- ◆行方不明者: 3人
- ◆家屋の全壊: 15,171棟
家屋の半壊: 79,037棟
- ◆避難者数(平成24年5月:ピーク時)
16万4,865人



地震による建物倒壊
(須賀川市八幡町)

津波による浸水被害
(いわき市小浜)

地震・津波、
風水害発生、
火山噴火

生命
身体
財産の
危機

住民等

住民の避難に関する事
住民の救援に関する事
応急復旧に関する事

自衛隊
警察

指定(地方)
公共機関

他自治体
(応援)

ボランティア
NPO

連携

消防機関

防災行政無線
等

避難情報の発表
(避難勧告・指示等)

総合情報通信
ネットワーク

Jアラート

気象情報の発表
(注意報・警報等)

県

(対策本部)

国

(気象庁、消防庁)

発生に備えた事前の取組

防災訓練の実施

県では、事象に合わせたあらゆる訓練を実施しています。

- 県総合防災訓練
- 火山防災訓練
- 避難行動要支援者避難訓練
- 災害対策本部事務局指定職員図上訓練
- 避難指示区域等の大規模火災対応訓練



県総合防災訓練の様子

応援協定等の締結

民間の力も活用して県全体の災害対応力を強化するため、災害時応援協定を締結しています。

【協定の概要】 H28.5.31現在

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 自治体相互応援: 10件 | (7) 廃棄物関係: 2件 |
| (2) 食料・飲料水・生活物資関係: 37件 | (8) 被災者支援関係: 18件 |
| (3) 医療関係: 64件 | (9) その他: 12件 |
| (4) 輸送関係: 7件 | |
| (5) 土木・農林関係: 51件 | |
| (6) 通信・報道関係: 21件 | |

自助・共助の促進

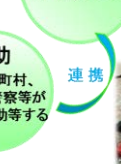
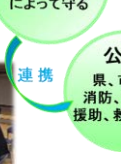
災害が起きた場合は、県民の皆さん一人一人の行動(自助)と地域での協力(共助)も重要です。県では、これらを促進するため講演会や研修会を実施しています。

<自助の促進>
防災出前講座
防災講演会
防災セミナー等

自助
自分の身を
自分の努力
によって守る

共助
地域や近隣の人が
互いに協力し合う

<共助の促進>
自主防災組織
リーダー研修
防災士養成研修等



火山防災講演会・ワークショップ

自主防災組織リーダー研修会

火山防災協議会の開催

県及び関係市町村が共同で、火山ごとに協議会を設置、吾妻山、安達太良山、磐梯山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行っています。

3火山協議会合同会議の様子



原子力災害

県の取組・役割

原子力発電所の事故等が起こった場合、県民の皆さんの安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、国や市町村などと連携し、被害状況をいち早く把握し、県民の皆さんに現在の状況を伝えます。万が一、県民の皆さんが避難しなければならなくなった際には、あらかじめ指定された施設に避難するよう関係機関と連携して取り組みます。

発生に備えた事前の取組

原子力防災訓練の実施

県では、原子力災害に備え、住民避難や通信・連絡など、様々な訓練を実施しています。訓練では、国や市町村のほか、消防、警察など125の機関から約1000名が参加して行われています。



オフサイトセンター

南相馬市(第一原発対象)

楢葉町(第二原発対象)

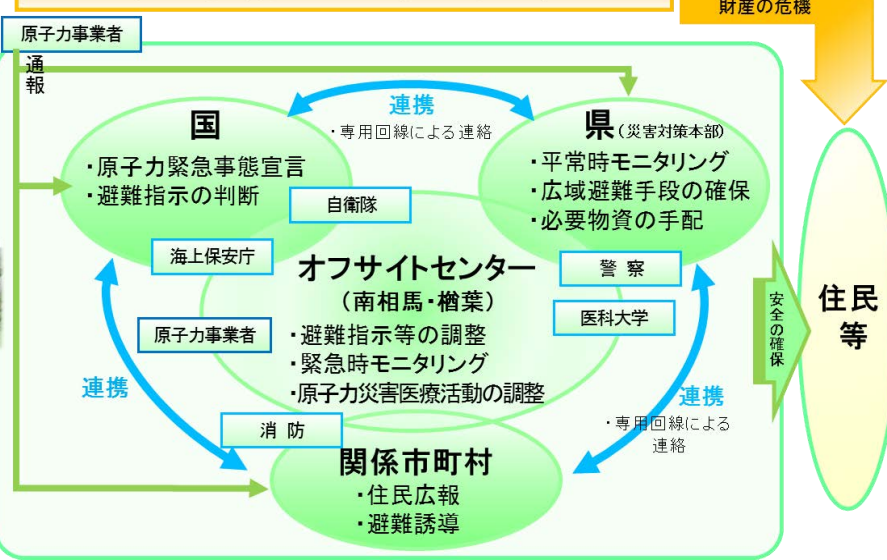
避難場所等の周知

パンフレットなどで避難場所があらかじめ県民の皆さんに周知されるよう取組を進めています。

パンフレット



原子力発電所における事故の発生等



武力攻撃事態等

県の取組・役割

ミサイル攻撃やテロ等、これらの事態は本県においても決して対岸の火事ではありません。実際に事態が起こった場合、県では、国や市町村、関係機関等と連携し、県民の皆さんの避難、救援及び武力攻撃災害への対応等を行います。

ゲリラ等によるテロ、弾道ミサイルによる攻撃、化学物質や生物毒物の大量散布、発電所や列車等への攻撃・・・などを想定

武力攻撃
事態の発生

生命
身体
財産の
危機

住民等

住民の避難に関する事
住民の救援に関する事
武力攻撃災害への対応に関する事

連携

指定(地方)
公共機関

ボランティア
NPO

自衛隊
警察
海上保安部

消防機関

防災行政無線
等

Jアラート
エムネット

総合情報通信
ネットワーク

武力攻撃
情報等

市町村
(対策本部)

県
(対策本部)

国
(対策本部)

新型インフルエンザ等

県の取組・役割

県では、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、県民の皆さんの生命及び健康を守ります。また、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう対応を行います。

新型
インフル
エンザ
等の発生

生命
健康の
危機

住民等

県(対策本部)

平時からのサーベイランス(調査)の実施

水際対策(空港や港での対策)

まん延防止対策(患者の接触者への対応)

予防接種の実施

医療体制の調整

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、流通調整

連携

国(対策本部)

市町村等

警察署

自衛隊

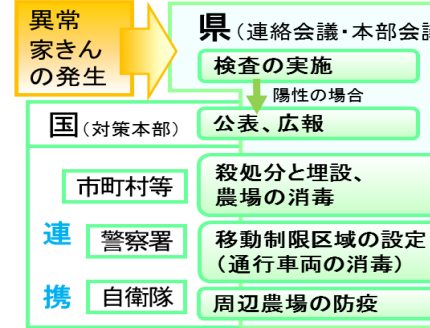
指定(地方)
公共機関
...医師会
病院協会等

鳥インフルエンザ

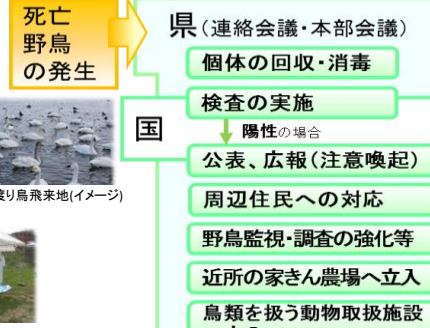
県の取組・役割

主に鳥の病気ですが、海外では人間への感染も確認されています。また、養鶏場で発生した場合は、鶏肉や鶏卵の流通にも影響を及ぼすことになります。県では、普段から監視・調査等を行い、疑いのある鳥を発見した場合、すぐに検査を実施、速やかにその後の対応を行います。

～家さん(飼われている鶏)の場合～



～野鳥の場合～



渡り鳥飛来地(イメージ)



防疫演習の様子

福島第一原発の監視体制

県では専門家や県民の方などをメンバーにした協議会や県民会議を設置、国や東京電力への申し入れ等を行っています。また、現地駐在職員が、毎日第一原発の状況確認を行っています。



放射線モニタリング体制

空間線量率、大気中の放射性物質等をモニタリングし、その測定値をリアルタイムで公表しています。



環境放射線監視テレメータシステム

モニタリングポスト

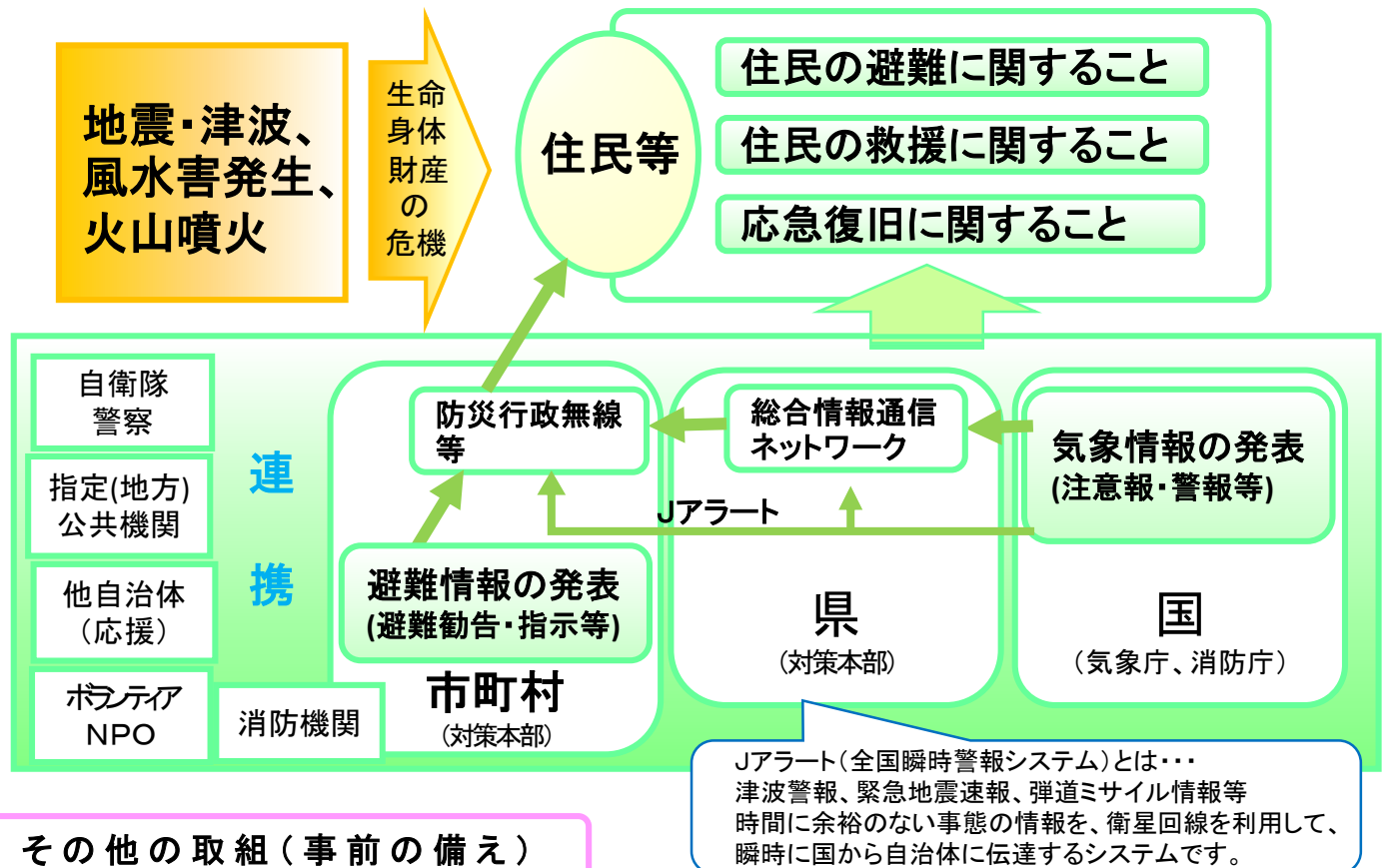


緊急時には関係機関が連携して緊急時モニタリングを行うため、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを設置。測定の対象区域を発電所周辺だけでなく全県に拡大します。

自然災害

県の取組・役割

自然災害は、いつどこで起こるかわかりません。県では、気象警報の発令や地震が発生した場合等には、被害の有無に関わらず情報を収集し、対策等を検討し、関係機関と連携して県民の皆さんの避難・救援、被害にあった箇所の応急復旧等の対応を行います。また、災害の発生に備え、防災訓練の実施や県民の方を対象とした防災講演会、セミナーの実施、民間事業者等と物資の調達等に関する協定を締結するなど、普段の備えにも取り組んでいます。



その他の取組(事前の備え)

防災訓練の実施

事象に合わせたあらゆる訓練を実施しています。

主な訓練

- 県総合防災訓練
- 火山防災訓練
- 避難行動要支援者避難訓練
- 災害対策本部事務局指定職員図上訓練
- 避難指示区域等の大規模火災対応訓練



県総合防災訓練の様子



避難行動要支援者訓練の様子

応援協定の締結

民間の力も活用して県全体の災害対応力を強化するため、災害時応援協定を締結しています。

【協定の概要】 H28.5.31現在

- (1) 自治体相互応援：10件
- (2) 食料・飲料水・生活物資関係：37件
- (3) 医療関係：64件
- (4) 輸送関係：7件
- (5) 土木・農林関係：51件
- (6) 通信・報道関係：21件
- (7) 廃棄物関係：2件
- (8) 被災者支援関係：18件
- (9) その他：12件

知事と日本赤十字社社長による
「復興と防災対策に関する共同宣言」



火山防災協議会の取組

県及び関係市町村が共同で火山ごとに協議会を設置、吾妻山、安達太良山、磐梯山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行っています。

吾妻山 火山防災協議会

福島市
北塩原村
猪苗代町
米沢市



安達太良山 火山防災協議会

福島市
郡山市
二本松市
本宮市
大玉村
猪苗代町



磐梯山 火山防災協議会

会津若松市
郡山市
喜多方市
北塩原村
磐梯町
猪苗代町
湯川村



火山専門家
県、警察、消防※
陸上自衛隊※
地方気象台
国機関(地方整備局等)※
観光協会※
県バス協会 等
※各管轄地域の機関

3火山協議会合同会議の様子



【主な協議事項】

警戒避難体制について協議します。

噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と
及ぼす影響の推移を
時系列に整理したもの

火山ハザード マップ

※噴火に伴う現象が
及ぼす範囲を地図上
に示したもの

避難計画

※避難場所、避難経路、
避難手段等を示したもの

協議会の意見等を、
県及び市町村が策定
する地域防災計画に
反映します。

県
地域防災
計画

市町村
地域防災
計画

自助・共助の促進

県では、自助・共助の取組を促進するため講演会や研修会を実施しています。

自助の促進

- 防災出前講座
- 防災講演会
- 防災セミナー 等



火山防災講演会・ワークショップ

共助の促進

- 自主防災組織
リーダー研修
- 防災士養成研修 等



自主防災組織リーダー研修会

- 防災出前講座では…

県内に居住する方、または所在する事業所等が
主催する参加人数が概ね10人以上の集会・会合
であれば、県の防災の専門家が、
身につけていただきたい防災知識や
万が一の場合の対応などお話しします。
詳細はお問い合わせまたは
HPをご確認ください。
まずは知ることからはじめましょう！



自助・共助・公助の連携とは？

災害が起きた場合は、県民の皆さん一人一人の行動（自助）と地域での協力（共助）も重要です。
自助、共助、公助が連携することで、被害の軽減に繋がります。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された人の約8割が、
家族や近所の住民等によって救出されたという調査結果もあります。（内閣府 平成26年版 防災白書）

また、平成23年3月の東日本大震災でも、避難から避難所の運営に至るまで、様々な自助、共助の
事例が見られ、その重要性が再認識されています。



いざというとき、まずは自分の身を守るため、
普段から、災害に関することや自分の住んで
いる地域に関心を持ち、家族と話し合う機会
を設けましょう。

具体的には…

- 家具の転倒防止対策や家の耐震化
- 食糧や物資の備蓄
- 避難所の確認（ハザードマップの確認）
- 情報収集（防災情報メール等の登録）
- 防災訓練への参加
- 発災時には速やかな避難 など

連携

自助

自分の身を
自分の努力
によって守る

共助

地域や近隣の
人が互いに
協力し合う

公助

県、市町村、
消防、警察等が
援助、救助等する

町内会で自主防災組織を結成するなどし、
地域の要配慮者（一人で避難することが
困難な方等）の支援体制づくりに取り組み
ましょう。

具体的には…

- 町内会等(地域)で要配慮者を確認し、
声掛けや避難の手伝いなどの体制を整える
- 地域で防災資機材を揃える
- 防災訓練を実施する
- 発災時には早めの行動 など

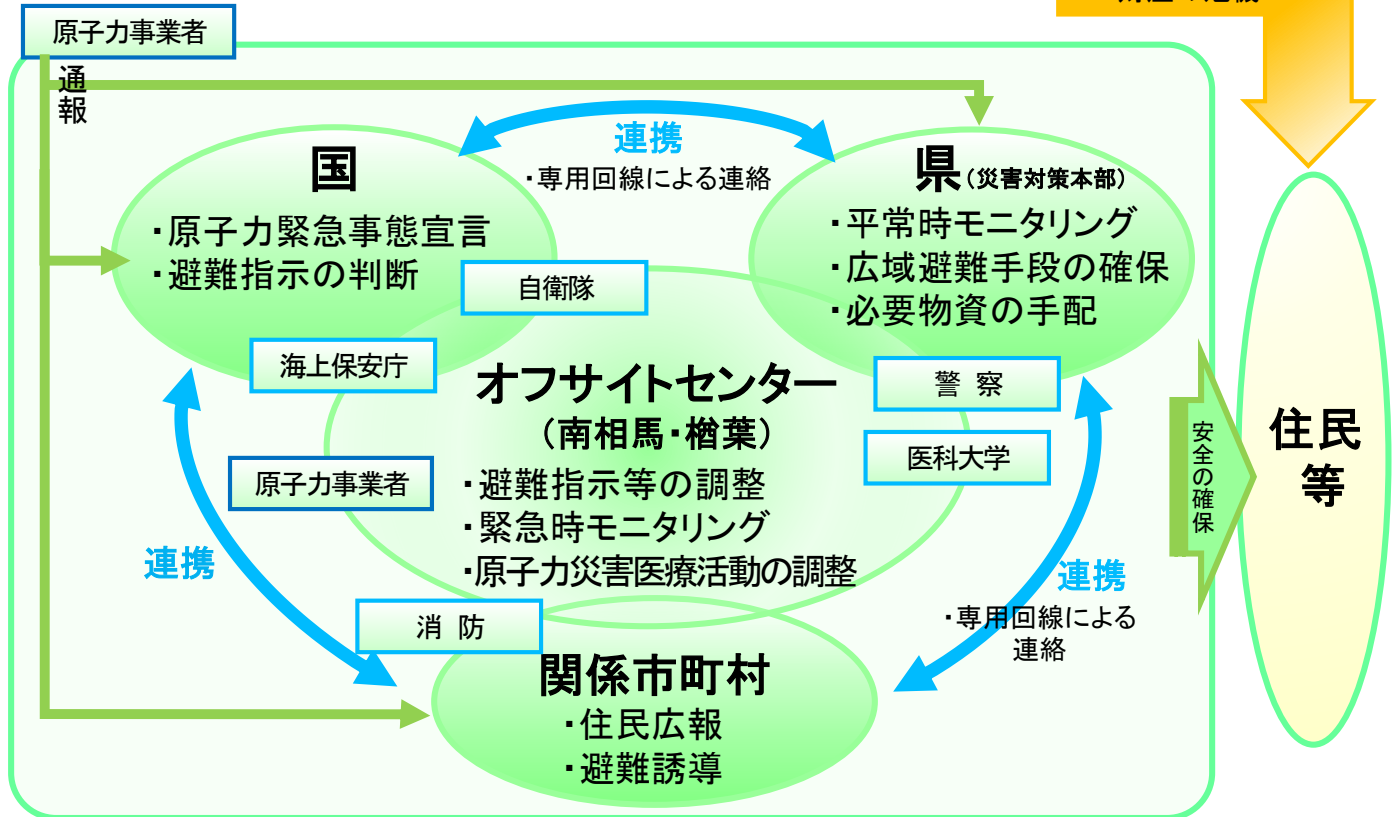
原子力災害

県の取組・役割

原子力発電所の事故等が起こった場合、県民の皆さんの安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、国や市町村などと連携し、被害状況をいち早く把握し、県民の皆さんに現在の状況を伝えます。万一、県民の皆さんが避難しなければならなくなった際には、あらかじめ指定された施設に避難するよう関係機関と連携して取り組みます。

原子力発電所における事故の発生等

生命・身体・
財産の危機



その他の取組（事前の備え）

原子力防災訓練の実施

県では、原子力災害に備え、住民避難や通信・連絡など、様々な訓練を実施しています。訓練では、国や市町村のほか、消防、警察など125の機関から約1000名が参加して行われています。



避難場所等の住民周知

パンフレットなどで避難場所があらかじめ県民の皆さんに周知されるよう取組を進めています。

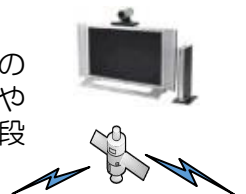


避難地図（例：檜葉町）



通信手段の多重化

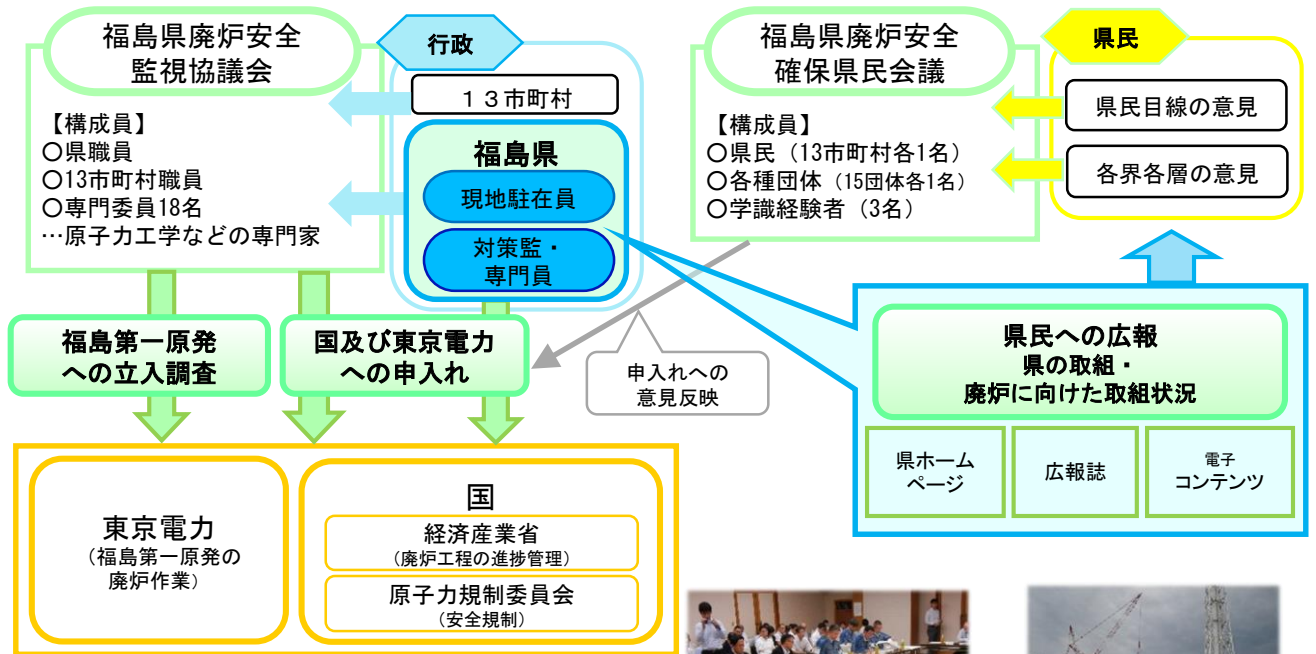
専用回線を使った電話やテレビ会議等の連絡システムや衛星携帯電話など、県や国、市町村などの間で緊急時の連絡手段が確保されるよう通信の多重化を進めています。



原子力災害

福島第一原発の監視体制

県では専門家や県民の方などをメンバーにした協議会や県民会議を設置、国や東京電力への申し入れ等を行っています。
また、現地駐在職員が、毎日第一原発の状況確認を行っています。

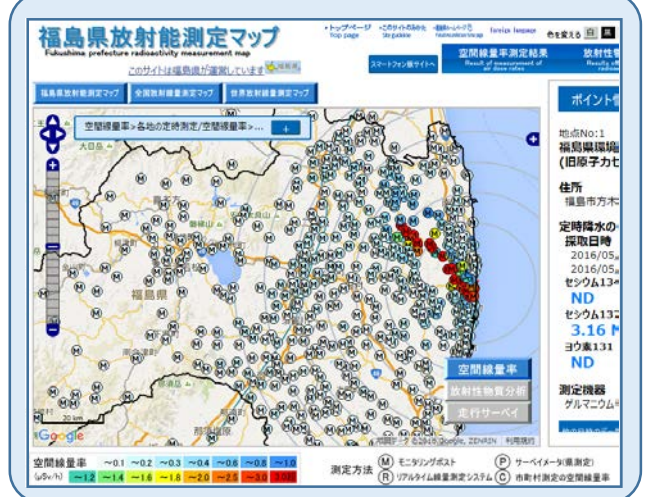


放射線モニタリング体制

空間線量率、大気中の放射性物質等をモニタリングし、その測定値をリアルタイムで公表しています。



環境放射能監視テレメータシステムは、原子力発電所を中心として設置したモニタリングポスト（空間線量率や空気中の放射性物質濃度、風向、風速等の測定装置）の測定データを集め、常時監視するシステムです。



福島県放射能測定マップは県内全域で行っている放射能測定値を確認することができるサイトです。

- 空間線量…県内各地点、学校・児童福祉施設等、その他（公園、観光地等）
- 放射性物質…海水、海底土、水浴場、屋外プール等

検索 福島県環境放射能監視テレメータシステム

↑ いずれもホームページでご覧いただけます ↑

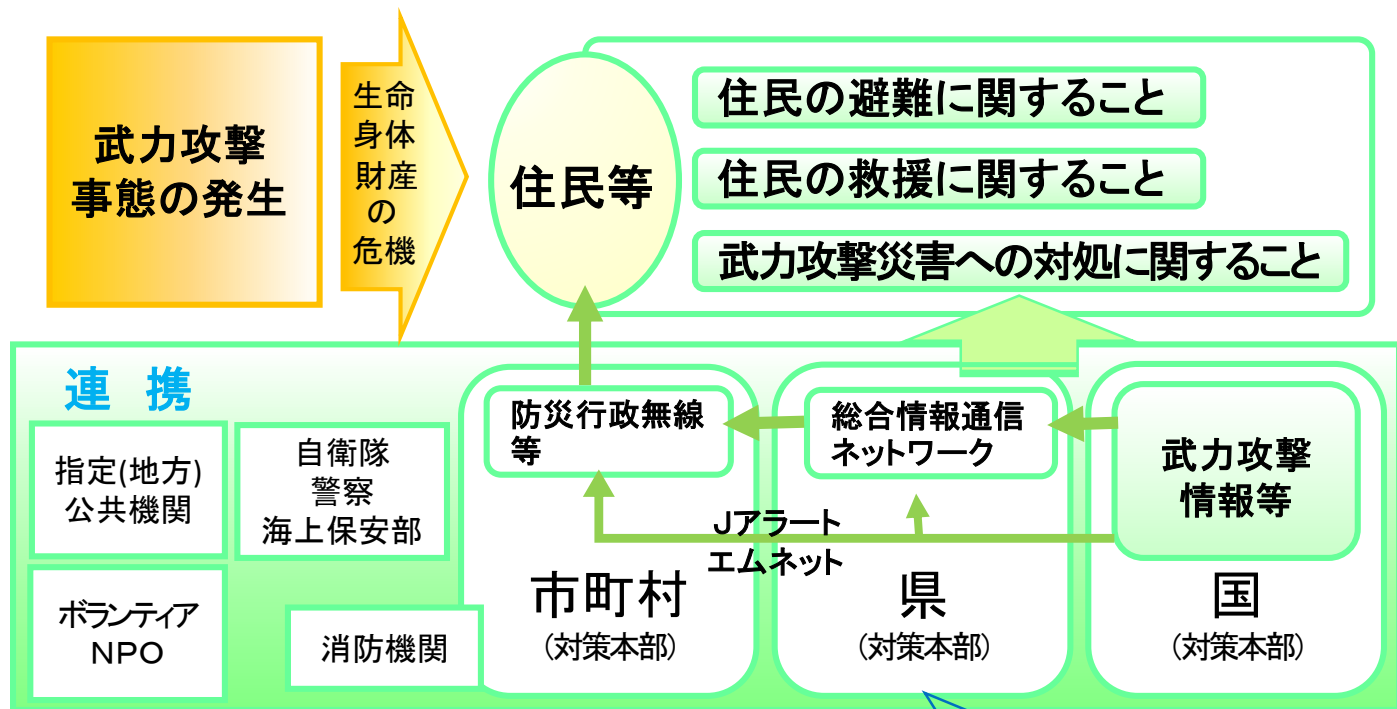
検索 福島県放射能測定マップ

緊急時には、関係機関が連携して緊急時モニタリングを行うため、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを設置します。
また、測定の対象区域を発電所周辺だけでなく、全県に拡大します。

武力攻撃事態等

県の取組・役割

ミサイル攻撃やテロ等、これらの事態は本県においても決して対岸の火事ではありません。
実際に事態が起こった場合、県では、国や市町村、関係機関等と連携し、県民の皆さんの避難、救援及び武力攻撃災害への対処等を行います。



その他の取組（事前の備え）

訓練の実施

県総合防災訓練において、テロを想定したBC（生物剤・化学剤）災害対応訓練を実施しています。



県総合防災訓練におけるBC訓練の様子



また、国、市町村、警察、消防など関係機関と共同で武力攻撃等を想定した訓練を実施、的確に対応できる体制づくりに努めます。

情報伝達手段について

被害が予想される場合には、Jアラート（全国瞬時警報システム）により市町村防災行政無線を自動起動させ、国が発令する警報等を瞬時に県民の皆さんに伝達します。
また、エムネット（緊急情報ネットワークシステム）とは、国から県・市町村・報道機関等に専用回線を通じて情報が提供されるシステムです。

これらのシステムも万一に備え、定期的に試験や訓練を行い、確実に情報が入手できるように確認しています。

武力攻撃事態等とは？

【武力攻撃事態】

○着陸・上陸侵攻



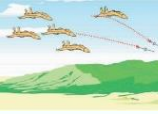
○ゲリラや特殊部隊による攻撃



○弾道ミサイル攻撃



○航空機攻撃



【緊急処理事態】

○危険な物質のある施設等に対する攻撃（原発や石油コンビナート、危険物積載船等への攻撃）



○多くの人が集まる施設や輸送機関等への攻撃（集客施設、駅、列車等の爆破）



○多くの人を殺傷する特性のある物質等による攻撃（爆弾の爆破、毒物の大量散布等）



○破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機の自爆テロ等）



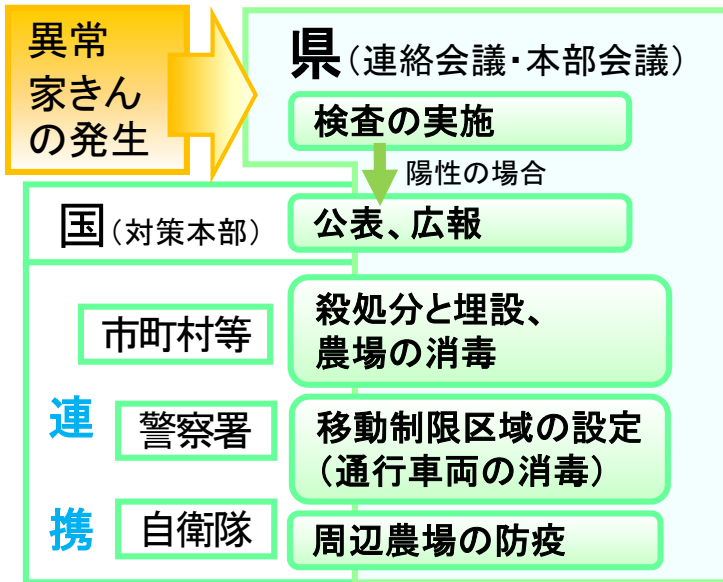
鳥 インフル エン ザ

県の取組・役割

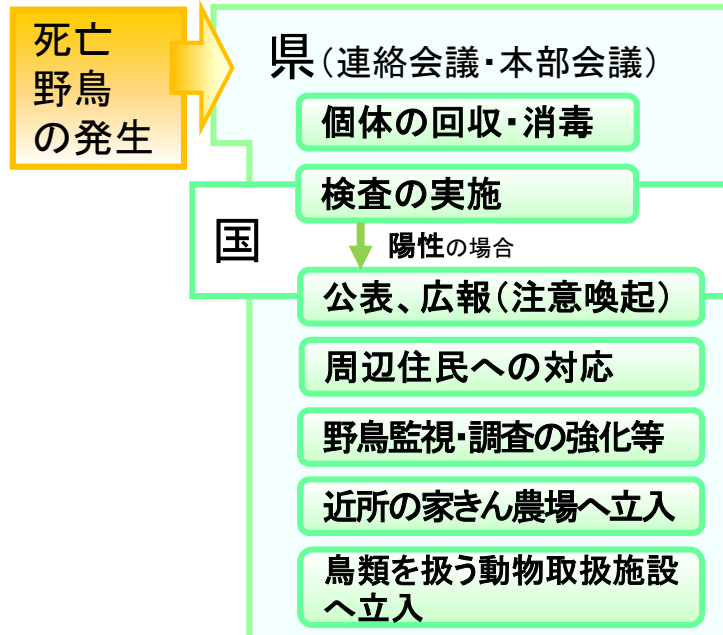
主に鳥の病気ですが、海外では人間への感染も確認されています。また、養鶏場で発生した場合は、鶏肉や鶏卵の流通にも影響を及ぼすことになります。

県では、普段から監視・調査等を行い、疑いのある鳥を発見した場合、すぐに検査を実施、速やかにその後の対応を行います。

～家さん（飼われている鶏）の場合～



～野鳥の場合～



日頃から注意してほしいこと

- 野生の鳥に近づきすぎない
- 野生の鳥を素手で触らない
- 野生の鳥の排泄物などに触れた場合は手洗いとうがいをする
- 怪我や衰弱していたり死亡している野生の鳥がいた場合は地方振興局県民環境部へ連絡してください。

その他の取組(事前の備え)

防疫演習の開催

養鶏場での発生に備え、毎年県内7方部で防疫演習を実施しています。



普段からの検査・監視

●養鶏場の鳥インフルエンザモニタリング検査

→毎月18戸の養鶏場の検査を継続して実施しています。

●野鳥の定期的な感染調査

→10月、11月、1月、3月に福島市の公園で糞便採取調査を実施しています。

県民の皆さんへお願い

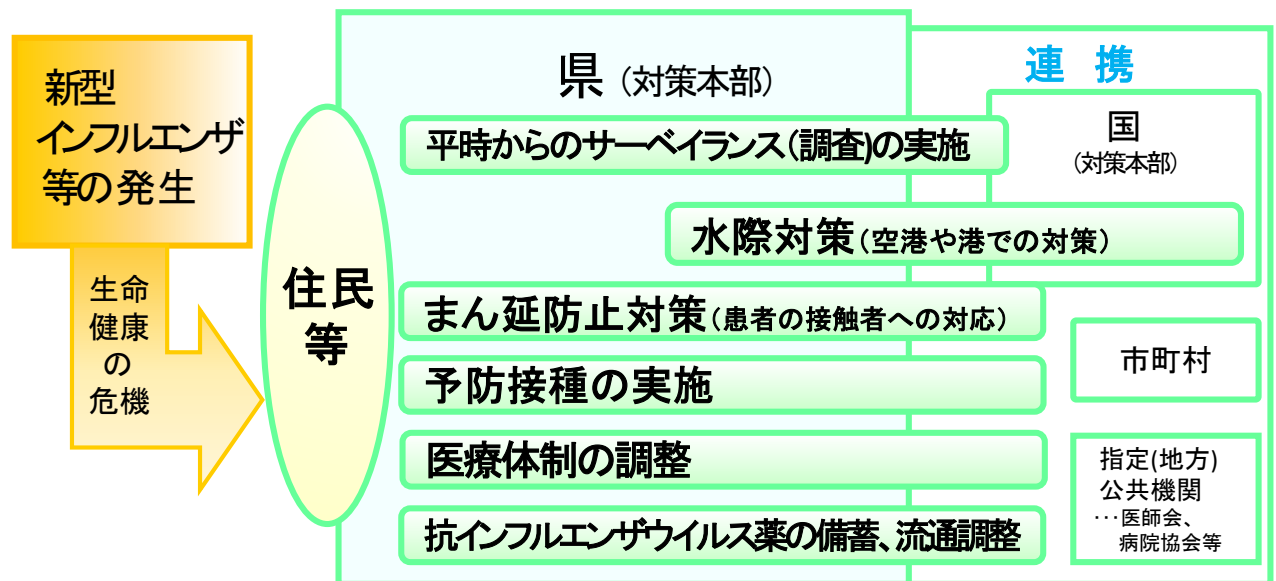
愛玩鳥(ペット)について

愛玩鳥について異常があった場合には、速やかに現地調査等を行います。飼い主の皆さんは、家畜保健衛生所または保健福祉事務所に届け出てください。

新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等

県 の 取 組 ・ 役 割

県では、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、県民の皆さんの生命及び健康を守ります。
また、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう対応を行います。



そ の 他 の 取 組 (事 前 の 備 え)

空 港 に お け る 水 際 策 合 同 訓 練 の 実 施

県では、空港の利用者から新型インフルエンザ等が発生したと想定し、中核市、検疫所、消防、警察などと訓練を実施しています。



検疫で体温測定



検体採取



疑い患者を
安全に移送開始



感染症指定医療機関へ



二次感染を予防しながら県の移送車まで移動



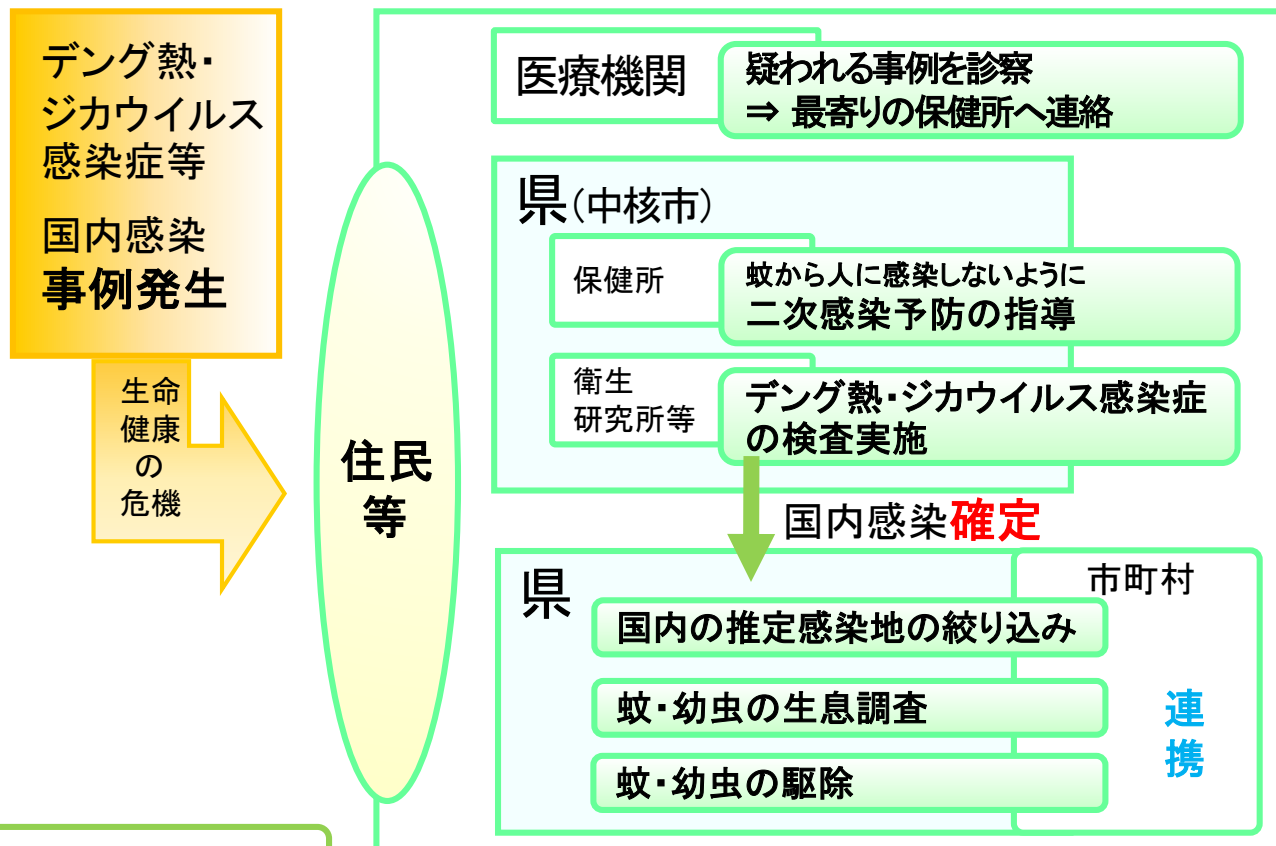
新型
インフルエンザ
等とは？

新型インフルエンザ等とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザ等であって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるものをいいます。**季節性のインフルエンザとは異なります。**

蚊媒介感染症～デング熱・ジカウイルス感染症等～

県の取組・役割

県では、平時から、市町村、県民の皆さんと連携を図り、感染源となるウイルスを媒介する蚊の対策を行います。
また、海外での感染を予防するため、発生地域へ渡航する際の予防方法について周知を行います。



県民の皆さんへお願い

日頃から注意してほしいこと

特に5月から10月は、ヒトスジシマカの幼虫が好む自宅周りの小さな水溜まり等をなくすようにしてください。



海外の流行地へ出かける際は・・・

海外の流行地へ出かける際は、できるだけ肌を露出せず、蚊の忌避剤（虫よけ剤）を使用するなど、蚊に刺されないよう注意してください。

また、帰国後に心配なことがある場合は、最寄りの保健所にご相談ください。
なお、発熱などの症状がある場合は、医療機関を受診してください。

ジカ熱とは？

発 生 地：南米などを中心に発生している。通常は、渡航者が発生国で感染した蚊に刺され帰国することで国内に持ち込む感染症である。
症 状：軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、発疹、結膜炎、疲労感、倦怠感等が通常2～7日間続く。妊婦が感染することにより小頭症の新生児が出生する可能性がある。
感染経路：ウイルスに感染した蚊の吸血により人へ感染する。感染したパートナーとの性交渉により感染する可能性もある。

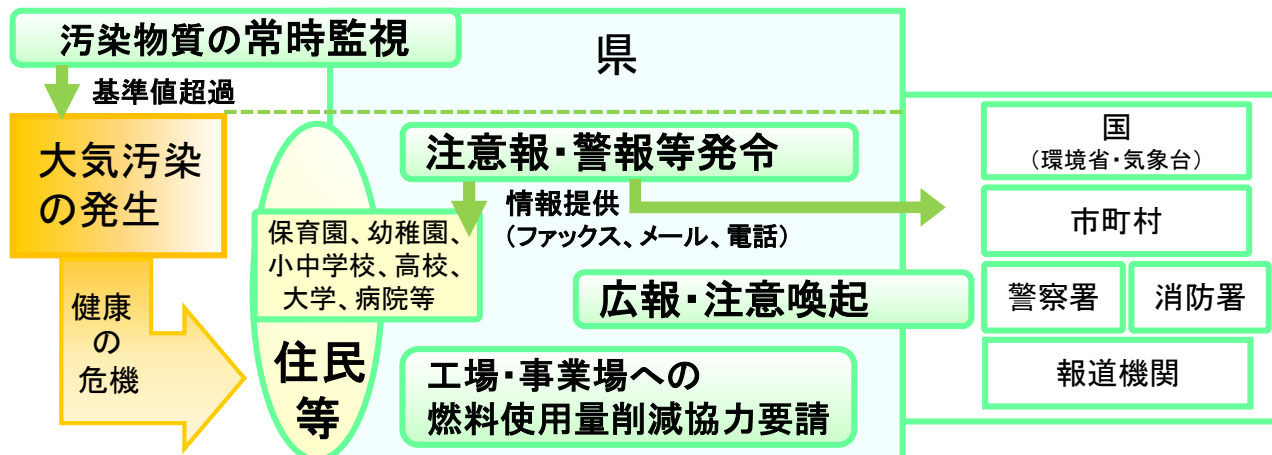
大 気 汚 染 ・ 水 質 事 故

大 気 汚 染

県 の 取 組 ・ 役 割

現在、中国をはじめとする世界各国でPM2.5による大気汚染が問題となっています。

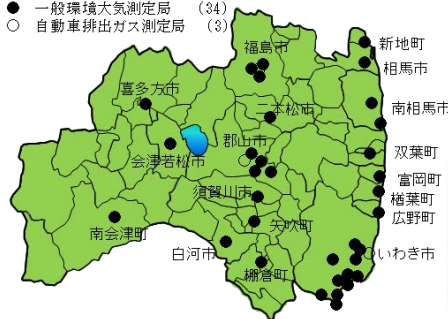
県では、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質について、県内37箇所において常時監視しています。これらの大気汚染物質の濃度が上昇し、国の基準値を超過した場合には、注意報や警報を発令し、県民の皆さんへ情報提供を行います。



大気汚染物質常時監視体制

大気測定局が県内37箇所（右図）に配置されており、大気汚染物質の測定を行っています。また、得られた測定結果は、県ホームページにおいて、リアルタイムで公表しています。

● 一般環境大気測定局 (34)
○ 自動車排出ガス測定局 (3)



大気測定局

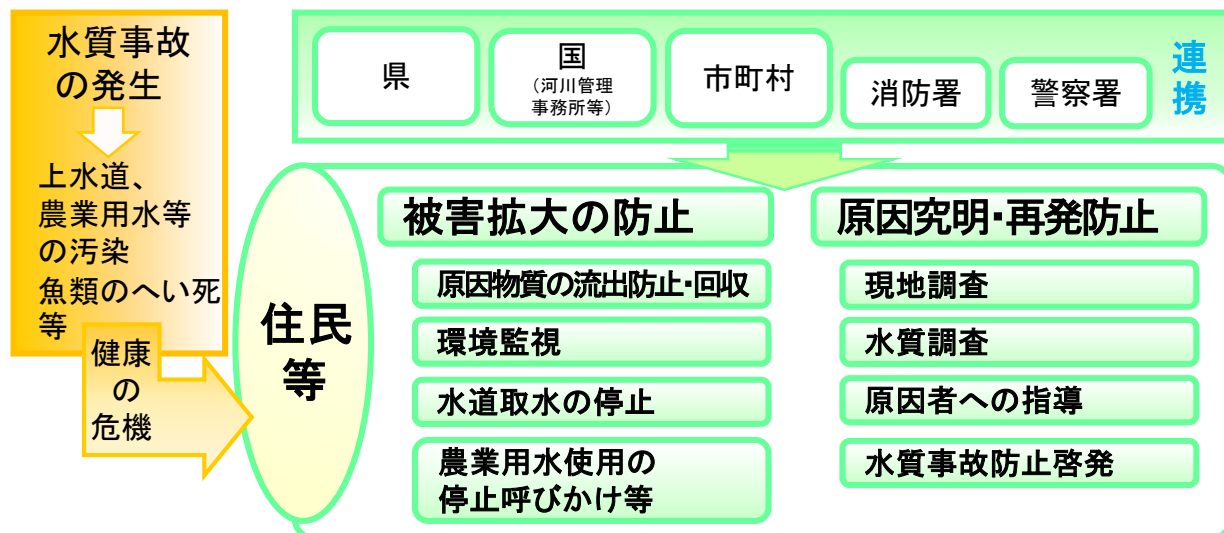


水 質 事 故

県 の 取 組 ・ 役 割

水質事故が発生すると、上水道や農業用水等の汚染や魚類のへい死などが発生する恐れがあります。

県では、県内の河川や湖沼で水質事故が起こった際に、被害を最小限にとどめるため、国や市町村と連携し、被害状況の把握、関係機関への連絡、応急対応等を行います。



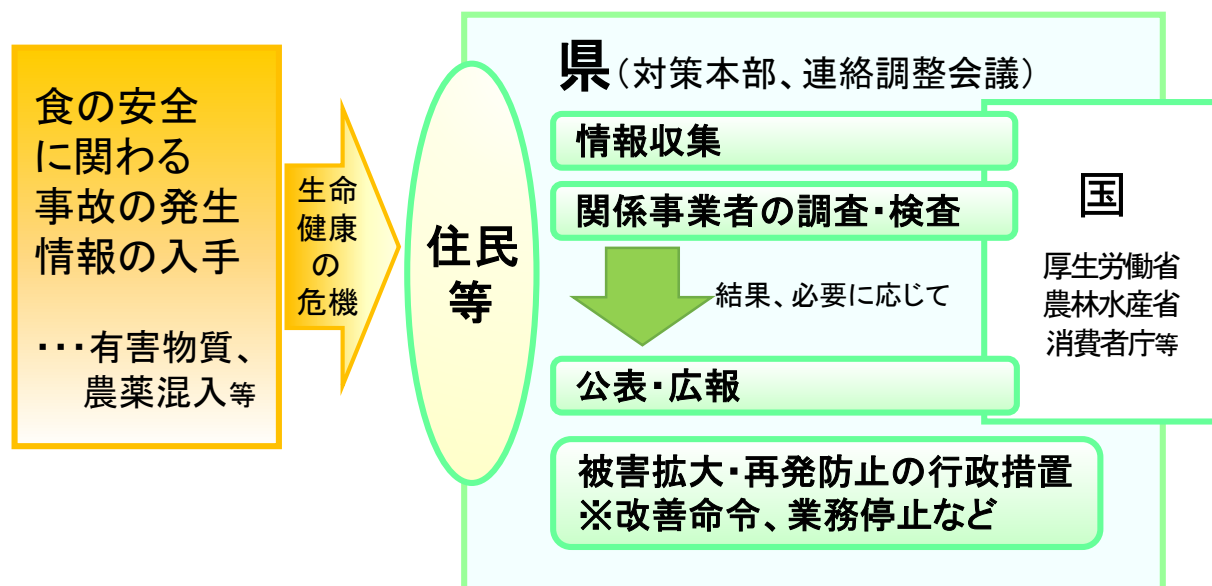
食の安全に関わる事故

県の取組・役割

近年、「冷凍・加工食品への農薬・薬物混入、非常用事故米の不正流通、賞味期限の改ざんや産地偽装等々」食の安全に関わる事故等が社会問題となりました。

食の安全に関わる広域又は大規模な事故等が発生した場合、県民の皆さんの不安が増大し、健康・生命にも重大な被害を生じさせるおそれがあります。

そのような事故が発生した場合は、「福島県食の安全対策本部」を設置して、全庁的に連携しながら迅速・的確に対応します。



その他の取組

ふくしま食の安全・安心に関する基本方針

福島県における食品の安全確保については、平成23年3月の東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の発生などにより、食を取り巻く情勢が大きく変化したことから、平成24年11月に「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」及び基本方針に沿った具体的な行動計画である「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」を策定しました。

基本理念である「ふくしまにおける食の安全の確保と安心の実現」に向けて、関係機関等と連携して取り組んでいきます。

